

経済産業省

20201221 貿局第1号
輸出注意事項2020第41号
輸入注意事項2020第20号
経済産業省貿易経済協力局

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を改正する規程を
次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正について

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を次のとおり改正
する。

- 1 特定手続等に係る申請者の届出について（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）の一部を次のように改正
する。

別紙の1. 中「届出者記名押印又は署名」を「届出者氏名又は名称及び代表
者の氏名」に、「記名押印又は署名の当事者」を「氏名又は名称及び代表者の
氏名」の欄に改める。

別紙参考様式①及び別紙参考様式②中「印」を削る。

- 2 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12
年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の
一部を次のように改正する。

3（2）（イ）中「記名押印又は署名を」を「記名を」に改める。

5（2）、6（1）及び20中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、
「貿易審査課野生動植物貿易審査室」を「野生動植物貿易審査室」に改める。

14から17まで中「記名押印又は署名し」を「記名し」に改める。

別紙参考様式第1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏
名」に改める。

- 3 電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14年11月5日付け輸出注意事項第14第44号・輸入注意事項14第45号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「届出者名記名押印又は署名」を「届出者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 4 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を次のように改正する。
様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 5 特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号）の一部を次のように改正する。
様式1から様式3まで及び様式第6中「届出者記名押印又は署名」を「届出者名」に改め、届出者記名押印又は署名欄中「印」を削る。
様式7及び様式8中「貿易審査課」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経 済 産 業 省

20201221貿局第1号
輸出注意事項2020第42号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を次のとおり改正する。

- 1 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を次のように改正する。
 - 1-1（2）中「申請者記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
 - 1-1（7）（ロ）及び（ハ）を削り、1-1（7）中「（ニ）」を「（ロ）」に改める。
 - 2-1（2）（ハ）中「輸出規則第1条4項」を「輸出規則第1条3項」に改める。
 - 2-1-1（6）を削る。
 - 2-2（2）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に改める。

別表第3の1-1中「「申請者記名押印又は署名」の欄」を「「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄」に、「記名押印又は署名の当事者」を「「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄」に、「記名押印又は署名」を「記名」に改め、「Ⓜ」及び（**sign**）を削り、同表2-1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別表第4の別紙様式中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 2 次に掲げる規程の規定中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- (1) 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）
 - (2) 希少野生動植物種の個体等の輸出承認について（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）
 - (3) 関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について（平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号）
 - (4) 核燃料物質について講じられる防護措置の確認について（昭和63年1月24日付け輸出注意事項63第14号・63資庁第13291号）
- 3 包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を次のように改正する。
- 2（4）①（イ）及び2（7）①（イ）中「申請者記名押印」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1a、様式a及び様式aの2中「申請者名記名押印」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 4 委託加工貿易契約包括承認取扱要領（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）の一部を次のように改正する。
- Ⅱ1（1）中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- Ⅱ2（1）、3及び4中「申請者名」及び「記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式2、様式a及び様式aの2中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 5 特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）の一部を次のように改正する。
- 3の（2）④ホ中「署名」を「記名」に改める。
- 申請理由書様式中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。
- 6 台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）の一部を次のように改正する。
- 3の（1）⑧中「署名」を「記名」に改める。
- 申請理由書様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。
- 別紙2中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 7 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1から別紙様式第3中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 8 絶滅のおそれある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「記名押印又は署名(Name and signature)」を「氏名又は名称及び代表者の氏名(Name / Name of the corporation and of its representative)」に、「氏名又は企業名 Name / company」を「氏名又は法人名 Name / Corporation name」に、「(氏名又は企業名) Name / company name」を「(氏名又は法人名) Name / Corporation name」に改める。

- 9 ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）の一部を次のように改正する。

様式1中「申請年月日」を「年月日」に、「申請者名」及び「代表者氏名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

様式2中「報告年月日」を「年月日」に、「報告者名」及び「代表者氏名」を「報告者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

- 10 次に掲げる規程の別紙様式中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

(1) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

(2) 化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

- 11 絶滅のおそれある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を次のように改正する。

III3(3)中「貿易審査課」を削る。

別紙様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 12 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を次のように改正する。

別紙3中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「記名するとともに、押印し、又は署名する」を「記名する」に改める。

参考様式1及び参考様式3中「名称及び代表者名の記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

参考様式4中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 13 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号・平成24・

03・23貿局第1号)の一部を次のように改正する。

様式1の1.申請者の欄中「印」を削り、別紙(様式1の別紙)中「印」を削る。

様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、別記1(様式1の記載要領)の1.申請者・担当者の欄中「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に、「記載し、個人印を押印してください」を「記載してください」に改め、別記2(様式3の記載要領)1.「報告者」の欄中「記載し、代表者印を押印する。」を「記載する」に改める。

14 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号・平成24・03・23貿局第1号)の一部を次のように改正する。

別記1の「記名押印又は署名の当事者」を「申請の当事者」に、「代理者が記名押印又は署名をする」を「代理者が記名をする」に改め、「Ⓜ」及び「(sign)」を削る。

別記4中「記名押印又は署名を行ってください」を「氏名を記載してください」に改め、「据付者は、設置が完了した後、署名をしてください。」を削る。

別記5中「記名押印又は署名の当事者」を「氏名又は名称及び相談者の氏名」に改める。。

様式1、様式10及び様式11、様式14から様式16まで中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

様式5中「代表者の記名押印又は署名」を「代表者の氏名」に改める。

様式8中「(使用印鑑)」及び「印」を削る。

様式9中「氏名及び名称」(記名押印又は署名)を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

様式12中「印」を削る。

様式15中「担当者役職及び署名」を「担当者役職」に改める。

様式17中「署名者」を「記名者」に改め、「担当者署名」を「担当者名」に改める。

様式18中「印」を削る。

様式19、様式20及び様式23中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び相談者の氏名」に改める。

様式24中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

15 工作機械の位置決め精度等の申告値について(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号・20161026貿局第1号)の一部を次のように改正する。

別紙1及び別紙2の申告者欄中「印」を削る。

別紙3及び別紙4の氏名欄中「印」を削る。

別紙5中「印」を削る。

16 輸出管理内部規程の届出について(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号・平成17・02・23貿局第6号)の一部を次のように改正する。

様式1、様式4、様式5及び様式7中の提出者名欄中、「記名押印又は署名」

を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「(注2) 記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者が記名押印又は署名の当事者となる場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」を「(注2) 法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者の場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」に改める。

様式3中「記名押印又は署名(注2)」を「氏名又は名称及び代表者の氏名(注2)」に、「(注2) 記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者が記名押印又は署名の当事者となる場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」を「(注2) 法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者の場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」に改める。

様式8中「(使用印鑑)」及び「印」を削る。

17 包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号)の一部を次のように改正する

本文中「申請者記名押印又は署名」の欄を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄に改め、「記名押印又は署名の欄には組織の」を削る。

様式第1から様式第3まで、様式第6、様式第8、様式第9、様式第11、様式第12及び様式第14から様式第17、様式第19及び様式第20まで中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

様式第7及び様式第10中「申請者」の欄を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「記名押印又は署名」の欄を削る。

様式第13中「印」を削る。

様式第18中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「署名」を「氏名」に改める。

18 原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて(平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号・平成12・03・16貿局第3号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「記名押印又は署名」を「氏名」に改める。

19 特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)(平成6年3月25日付け)の一部を次のように改正する。

様式1中「印」を削り、記載要領1.の申請者・担当者の欄中「代表者名・住所を記載し、代表者印を押印してください。」を「代表者名・住所を記載してください。」に、「個人名・住所を記載し、個人印を押印してください。」を「個人名・住所を記載してください。」に改める。

20 輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領(平成8年9月5日付け輸出注意事項8第16号8貿局第372号)の一部を次のように改正する。

様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、

「平成」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経済産業省

20201221 貿局第1号
輸出注意事項2020第43号
輸入注意事項2020第22号
経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第二条の二、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の四及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第七条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）

改正後	現 行
(略)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等に係る特例措置を下記のとおり定め、令和2年4月30日から施行する。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）」は、令和2年6月21日限りで廃止する。</p>
<p>1 削る</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 押印の取扱い</p> <p>申請手続等に係る書面への押印（代表者印等）が難しい場合には、次に掲げる書類の提出等により、申請手続等における押印を要しないものとする。</p> <p>なお、通常の申請手続等に必要な提出書類については、当該手続を定めるそれぞれの通達を参照のこと。</p> <p>(1) 輸出許可証、輸出承認証、輸入割当証明書、輸入承認証、役務取引許可証、特定記録媒体等輸出許可証又は仲介貿易取引許可証に係る有効期間の延長・内容変更申請</p> <p>①有効期間の延長申請又は内容変更申請に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(2) 電子申請（NACCS外為法関連業務）に係る申請者届出</p> <p>(イ) 登録の届出書（被委任者の追加に限る。）</p> <p>①追加の届出に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 変更の届出書</p> <p>①変更の届出に必要な提出書類（注2）（注3） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ハ) 廃止の届出書</p> <p>①廃止の届出に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(3) 輸出管理内部規程に係る届出</p> <p>(イ) 輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出</p> <p>①届出等に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 輸出管理内部規程の内容変更届及び受理票の記載事項に係る変更届</p>

改正後	現 行
<p><u>1</u> 輸入承認証の有効期間の延長申請について (略)</p> <p><u>2</u> 適用期間 当面の間、<u>上記1</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>	<p>①届出等に必要な提出書類 ②理由書(様式自由)(注1) (注1)「理由書(様式自由)」には、次の内容を記載のこと。 ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により押印が困難である理由 ②申請内容(本理由書を含む)につき、社内における決裁権限を有する者により了承されていること。(決裁権限を有する者及び本申請に係る担当者の氏名、部署、連絡先電話番号を付記すること。) (注2)委任状(上記(2)の(イ)(ロ))、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出(上記(3)の(イ))は、後日、押印なしで提出した当該書面に原本証明(「弊社が提出した書面に相違ありません(証明年月日及び代表者の押印)」等)をした書類を速やかに提出のこと。 (注3)登記簿謄本(原本)又は住民票(原本)の提出が困難な場合には、当該届出の事実を確認できるその他の書面による提出を認めますので、後日、当該書類(原本)を速やかに提出のこと。</p> <p><u>2</u> 輸入承認証の有効期間の延長申請について 輸入承認証の有効期間の延長申請において、「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であること」の理由を記載した理由書の提出により、当該書類に替えることができるものとする。</p> <p><u>3</u> 適用期間 当面の間、<u>上記1及び2</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>